

貸金業法等改正法の成立

制度調査部
堀内勇世

グレーゾーン金利廃止等の改正法の成立

【要約】

- 12 月 13 日、貸金業法等改正法が成立した。
- 10 月 31 日に、国会に提出されていたものである。
- この改正法には、グレーゾーン金利の廃止以外にも多くの改正が含まれている。

．貸金業法等改正案、国会へ提出

- 2006 年（平成 18 年）12 月 13 日、**貸金業法等改正法**が第 165 回臨時**国会**で成立した。
- 貸金業法等改正法の正式名称は、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」である（注 1）。
- 内容については、図表 2 を参照（注 2）。

（注 1）法案段階のものだが、金融庁の以下の URL 参照。（執筆段階）

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

（注 2）以下のレポート参照。

- ・「貸金業法等改正案の概要」（堀内勇世、2006.11.9 作成）

図表 1 最近の検討の経緯

2006 年 4 月 21 日	金融庁の貸金業制度等に関する懇談会が「懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）」を公表
2006 年 7 月 6 日	与党が「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」を公表
2006 年 9 月 5 日	金融庁、自民党金融調査会や法務部会などの合同会議に、いわゆる「金融庁案」を報告。
	金融庁案を巡り、与党内で議論。
2006 年 10 月 31 日	貸金業法等改正法の法案、国会提出。
2006 年 12 月 13 日	貸金業法等改正法、成立。

（出所）新聞報道等より、大和総研制度調査部作成

図表 2 貸金業法等改正法の概要

公布の日	-
公布から1ヵ月後から、施行	○ 無登録営業や超高金利（109.5%超）の貸付の罰則強化等 ヤミ金融対策の強化
公布から1年以内の政令で定める日から、施行	○ 「貸金業の規制等に関する法律」の名称を「貸金業法」に変更 ○ 貸金業協会の自主規制機能強化～貸金業協会を当局の認可を受けて成立する法人とする ～ 広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可。 ○ 行為規制の強化～日中の執拗な取立行為等の規制強化 ～ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止 等 ○ 業務改善命令の導入など
から1年半以内の政令で定める日から、施行	○ 貸金業の参入条件の厳格化～最低純資産額を2千万円以上に引上げ ○ 貸金業務取扱主任者の資格試験制度の創設 ○ 指定信用情報機関制度の創設～貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備
から2年半以内の政令で定める日から、施行 （公布から概ね3年を目途）	○ 貸金業の参入条件の厳格化～最低純資産額を5千万円以上に引上げ ○ 試験に合格した貸金業務取扱主任者を営業所に設置することを義務付け ○ 行為規制の強化～貸付時、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務付け ○ 総量規制の導入～借り手の返済能力の調査を義務付け → さらに、個人が借り手の場合 ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務付け ・ 自社からの借入残高が50万円超となる貸付、又は、総借入残高が100万円超となる貸付の場合には、年収等の資料の取得を義務付け ○ 上限金利の引下げ 【グレーゾーン金利の廃止】 ～ 利息制限法の上限金利を超える金利も一定の場合有効としてきた「みなし弁済」制度を廃止 ～ 利息制限法の上限金利を超える金利での貸付け禁止（違反は行政処分の対象） ～ 刑事罰の対象となる高金利を年29.2%から、年20%に引下げ（出資法における改正）
から2年半以内に検討	○ から2年半以内に、総量規制や金利規制などにつき検討を加え、その検討結果に応じて必要な見直しを行う旨の規定が存在する

（出所）大和総研制度調査部作成